



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 身近に緑を感じることでできるまちづくり
- 2 身近に水を感じることでできるまちづくり
- 3 市街化調整区域の里地里山環境を活かしたまちづくり
- 4 環境に優しいまちを育みます

1 身近に緑を感じることでできるまちづくり

< 現状・課題 >

- ・麻生区の緑被率は、平成 11 (1999) 年現在、53.16%であり、これは、市内 7 区の平均 24.05% (水域なし) の約 2 倍にあたり、緑豊かなまちです。
- ・土地区画整理事業等により住宅地の基盤整備が行われてきたことから、公園面積は 102.02 ha (平成 16 年 3 月現在) にのぼり、市民一人当たりの公園面積は 6.89 m²/人と川崎市の中では高い水準にあります。
- ・特別緑地保全地区も、地区指定が増えてきているとともに、向原地区において緑地協定が結ばれているなど、市民の緑に関する意識が高い区と言えます。
- ・しかし、都市化により、傾斜地の斜面林や寺社の鎮守の森を除いて、緑地の減少が進んでいます。
- ・麻生区は、土地区画整理事業により設置された公園が数多く存在していますが、公園の利用状況や管理状況等を踏まえながら、市民の使い勝手を最優先に考えた公園の整備が求められています。
- ・都市の中で多面的な機能を持つ農地については、今後も、相続の発生等を契機として減少していくことが懸念されています。
- ・麻生区は起伏に富んだ区ですが、区内に、眺望のよい場所として、10 か所のビューポイントが設定されています。さらに、これらをもとに、「ふるさと麻生八景」が選定され、麻生区らしい景観を提供しています。良好な眺望を維持するための方策が望まれています。

(1) 残すべき緑の保全

緑地保全施策の推進

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森 (市民緑地) として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。

- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。
- ・歴史文化的資源を守り、継承していく緑として、さらに、コミュニティの活動拠点や防災拠点として活用するために、社寺のまとまりのある樹林地や樹木は、保存樹木に指定するなど、民有地の緑化を支援します。

(2) 住宅地等における緑の創出・維持管理

- ・新百合ヶ丘駅周辺地区は、「緑化推進重点地区」として、拠点となる公園や緑道、街路樹等をつなぐ水と緑の回廊づくりや、豊かな花と緑の景観づくりなど、公共空間の緑化を進めるとともに、民有地における緑化の取組を支援します。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・住宅地の緑について、法面緑化等、傾斜地に広がるひな壇状の住宅地が多い特性を活かした緑化方策の検討や屋上緑化等、住民の主体的な取組を支援します。
- ・地域緑化や地域防災の視点から、ブロック塀から生け垣への改善の取組を支援・促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(3) 大規模な公園・緑地の整備と身近な公園・緑地の整備

計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

大規模な公園・緑地の整備

- ・早野聖地公園については、墓所の整備を進めるとともに、貴重な自然環境を保全・回復し、里山の再生を図る自然生態保全観察型公園として、市民と共に整備を進めます。

水と緑のネットワークの形成

- ・早野聖地公園や王禅寺ふるさと公園などの「緑の拠点」を核に、良好な斜面緑地や街なかの生産緑地、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。

身近な公園等の整備と維持管理

- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、住民参加の取組により地域の特性を活かしながら、質的な充実に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

(4) 街路樹等の道路緑化の推進

- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(5) 農地の保全と農のあるまちづくり

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定や地権者による土地区画整理事業等を支援します。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

(6) 麻生区らしい景観の形成

- ・「広域拠点」である新百合ヶ丘駅周辺地区と新百合山手地区（万福寺地区）においては、拠点にふさわしい都市景観の向上に向けて、地域と協働して取り組みます。
- ・良好な住環境の保全・形成と、街なみ景観の向上に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・起伏のある地形の特徴を活かし、眺望点（ビューポイント）となる場所の公園広場化等による保全等を市民と共に検討します。
- ・ビューポイント等の地域資源をつなぐ散策路の設定等、住民の発意による主体的な麻生区らしい景観を活かしたまちづくり活動を支援します。

2 身近に水を感じることもできるまちづくり

<現状・課題>

- ・麻生区には、多摩川水系の河川として三沢川、五反田川、平瀬川支川が、鶴見川水系の河川として鶴見川、早野川、真福寺川、麻生川、片平川、真光寺川が流れています。
- ・これらの河川のほとんどは、その源流が区内にあり、下流域の水質浄化のためにも、麻生区内の河川環境づくりが重要です。
- ・各河川の特徴を活かしながら、市民に親しまれる河川づくりを進め、沿川の住宅地の街なみ景観と一体となった環境整備が求められています。麻生川沿いの桜などは地域資源として人々に親しまれていることから、このような区間については、公園・緑地等の他の資源と一体的に整備することにより、楽しみながら散策できる空間づくりが課題となっています。
- ・区内には住宅地開発に伴って整備された調整池が数多くありますが、治水機能と同時に、レクリエーション機能も兼ね備えた調整池としての有効利用、生き物の生息場所としての保全の検討が課題となっています。

(1) 周辺の自然環境や住宅地の景観と一体となった河川づくり

- ・鶴見川水系の鶴見川、麻生川、片平川、真福寺川、早野川は、流域の健全な水循環系の回復をテーマとした「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めます。
- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・河川の源流となる緑地等の自然環境の保全や創出、保水・遊水機能を持つ農地の保全に努め、水循環系の回復と流域再生をめざします。
- ・緑地や河川・水路等の自然の風景を活かした、街なみ景観の形成に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水保全を図るため、地下水涵養の施策や湧水地の整備に努めます。

(2) 調整池の多目的利用

- ・調整池の有効利用を進めるために、管理者や地域住民と協働して、生き物の生息場所としての保全策や、有効活用方策を、地域の実情に応じて住民と共に検討します。

3 市街化調整区域の里地里山環境を活かしたまちづくり

- ・市街化調整区域は、山林、谷戸田、畑などが一体となって里地里山景観が残され、首都圏における広域的な自然環境保全ゾーンとしても位置づけられていることから、斜面緑地総合評価に基づき、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結など様々な緑地保全施策を活用し、その保全と適正な維持管理に努めます。
- ・山林緑地、谷戸田、畑、集落が一体となった里地里山景観を保全するために、農家や住民と協働して景観づくりの方針を検討し、景観法や景観条例に基づく適正な土地利用の誘導に努めます。
- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある斜面緑地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全を図り、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全をめざします。
- ・黒川地区は、農業生産の場として、また、市民交流型農業を進めるために、「農業公園構想」の実現に向けて、農家や市民と協働して、農業を核とした地域の活性化をめざします。
- ・多摩丘陵の保全という広域的視点から、隣接自治体と協調して、連なりのある丘陵地の緑の保全をめざします。

4 環境に優しいまちを育みます

< 現状・課題 >

- ・近年は地球温暖化やヒートアイランド現象、集中豪雨の多発など、地球規模での環境問題が社会的課題になってきています。今後のまちづくりを進めていく上で、環境への負荷を低減する都市空間を形成し、環境的に持続可能な循環型社会システムの構築が求められています。
- ・麻生区においても、幹線道路沿道における騒音・排出ガスや河川の水質汚濁等の諸問題を解消し、安全で快適な都市環境を確保することが求められています。

(1) 自動車公害対策の推進

- ・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。

(2) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(3) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。

(4) 安全で快適な都市環境を実現する下水道の整備

- ・安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。汚水整備については、市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨 5 年確率（時間雨量 52mm）を 10 年確率（時間雨量 58mm）に引き上げることを目標に進めます。
- ・老朽下水管の再整備や麻生水処理センター・ポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。